

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成26年 1 月24日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
財 ー 261
平成25年12月 2 日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年10月30日付け監委－474で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成25年10月21日
（指摘事項） 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,896,655,155円と多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 平成25年10月末現在の過年度及び24年度の未収金合計額は、前年同期に比べ5.1%、117,622,609円減少し、2,161,576,110円となっております。 今後とも未収金発生の防止のため、コンビニ納税や口座振替納税制度を積極的に広報することにより納期内納税を促進していくとともに、休日・夜間納税窓口の開設による納税者の自主納税の機会拡大を図ってまいります。また、個人県民税につきましては、平成26年度からの給与所得者に係る特別徴収の一斉実施に向けて、市町村と協働して事業者や関係団体への周知徹底に取り組んでおります。 なお、未収金につきましては、県税未収額の約75%を個人県民税が占めていることから、徴収困難事案等について、引き続き秋田県地方税滞納整理機構への処理依頼の促進を図っていくとともに、個人県民税以外の県税等につきましては、今後も厳正かつ的確な滞納整理の推進に努め、未収金の縮減に努めてまいります。			
監査課所名	地域活力創造課	監査年月日	平成25年10月 9 日
（指摘事項） 平成23年度の業務委託契約の過払金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 （措置状況） 当該未収金の債務者である法人については、平成25年 9 月26日付けで破産手続の廃止が決定され、本債権に対する配当は無いことが確定されております。また、同年10月22日に同法人の登記閉鎖を確認したため、年内に不納欠損処分を行う予定であります。 なお、人件費を含む業務委託については、同様のトラブルを防止する観点から、全額の概算払を見直し、一部を精算払にする等の改善を図っております。			
監査課所名	スポーツ振興課	監査年月日	平成25年10月15日
（指摘事項） 全額概算払をした補助金において、過払いとなった額の返納を命じているが、年度内に返納されなかったものがあるので、今後の発生防止に努めること。			

(措置状況) 当該返納未済については、平成25年6月17日に回収しております。 今後は、このようなことが起こらないよう返納額の管理を徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。			
監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 生活保護費返還金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が41,191,468円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した未収金5,171,513円については、納入義務者への家庭訪問及び文書による督促や電話等による働きかけを行い、平成25年10月末までに179,105円を回収しております。また、過年度未収金41,191,468円については、平成25年10月末までに482,584円を回収しております。 今後とも納入義務者への納付指導を行うとともに、被保護者への収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	長寿社会課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 介護支援資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 発生した未収金18,857円については、平成25年6月21日に回収しました。 今後は債務者の経済状況を的確に見極め、未収金の発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 児童保護費負担金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が29,397,447円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した未収金305,180円については、文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。 過年度の未収金29,397,447円については、平成25年10月末までに569,800円を回収しております。 今後とも、納入義務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。			
監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が134,440,507円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度末における未収金153,924,352円（過年度分134,440,507円、現年度分19,483,845円）については、平成25年10月末までに一部納付を含め6,974,808円を回収しております。 未収金の発生を防止するため、貸付時から償還意識の向上を繰り返し働きかけているほか、滞納初期に関係職員による家庭訪問、納入指導の迅速な実施に努めておりますが、より一層徹底してまいります。 また、未納者に対しては、督促状の発出、文書による催告や担当職員、母子自立支援員及び貸付償還指導員による家庭訪問、電話催告のほか、債権回収強化月間を設けて、滞納が長期に及んでいる世帯を中心に重点的訪問指導を行い、未収金の回収に取り組むとともに、債権整理を進めてまいります。			

監査課所名	健康推進課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 未熟児等養育措置費に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 平成24年度に発生した未収金83,113円については、平成25年10月末までに、50,540円を回収しております。 今後とも、関係する地方公所への指導を行い、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成25年10月10日
(指摘事項) 看護師等修学資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が78,809,737円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した未収金40,000円については、債務者への電話等による督促を行い回収に努めております。 また、過年度未収金78,809,737円については、一部納付を含め平成25年10月末までに150,000円を回収しております。 今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及び発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成25年10月15日
(指摘事項) 能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、能代市の産廃処理場に係る行政代執行費用等に係る過年度未収金について、残額が3,117,979,596円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。 また、過年度の未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。			
監査課所名	農業経済課	監査年月日	平成25年10月16日
(指摘事項) 林業・木材産業改善資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が66,277,966円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した林業・木材産業改善資金の未収金1,995,000円については、債務者が平成25年7月18日に破産手続廃止の決定を受けたことから、連帯保証人に対して督促等を実施しております。 今後は、新たに未収金が発生しないよう、返済が滞るなどした場合には、直ちに債務者に対して文書及び面談により督促を実施し、必要に応じて連帯保証人に対しても請求するなどして、早期回収に努めます。 平成24年度から繰越調定した林業・木材産業改善資金、農業改良資金及び農業振興対策資金の未収金66,277,966円につきましては、一部納付を含め、平成25年10月末までに800,000円を回収しております。 今後とも、債務者に対して文書及び面談により返済催告を実施するほか、必要に応じて連帯保証人に対しても催告を実施し、一層の回収に努めます。			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	平成25年10月17日
(指摘事項)			

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が2,761,705,018円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成24年度に新たに発生した未収金71,724,551円については、債務者や連帯保証人に対して継続的な訪問督促を行い、早期回収に努めてまいります。

また、債務者については、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で、適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,761,705,018円については、一部納付を含め、平成25年10月末までに21,514,816円を回収しております。

今後とも債務者及び連帯保証人に対しては、継続的な訪問督促をより多く行い、面談等の中で生活、業況等の状況把握をしながら、的確に償還を促していくことに努めてまいります。

特に、前年度に償還のなかった債務者、債務超過等の背景から金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収にも取り組んでおり、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、当面の償還計画を立てさせることなどで、償還意識を持たせながら少しでも増額となるよう継続的な分納を指導してまいります。さらに、担保の保全強化として、連帯保証人の追加や担保物件の追加の交渉を行うほか、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

監査課所名	地域産業振興課	監査年月日	平成25年10月17日
-------	---------	-------	-------------

(指摘事項)

産業技術センター使用料及び県庁舎入居団体費用収入に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

新たに発生した未収金896,557円については、督促を行った結果、平成25年9月4日に全額回収しております。

今後は、未収金の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	産業集積課	監査年月日	平成25年10月17日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に対する延滞金の未収が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,725,696円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成24年度に新たに発生した未収金1,828,971円については、平成18年度、19年度の未収金の完納により確定した延滞金ではありますが、未収先との話し合いによる納付計画に基づいて、早期回収に努めることとしております。

過年度未収金1,725,696円については、毎月業況を確認しながら回収に努めてきており、平成25年10月末までに279,785円を回収し、残額は1,445,911円となっております。

今後も企業訪問による面談等を継続しながら、回収に一層努めてまいります。

監査課所名	下水道課	監査年月日	平成25年10月18日
-------	------	-------	-------------

(指摘事項)

十和田湖公共下水道使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成24年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件6,530円となっておりますが、これまで未納者に対し訪問等による督促を行った結果、未収金の一部5,585円を回収しており、平成25年10月末現在の未収金は、1件945円となっております。

今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による督促及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。

監査課所名	道路課	監査年月日	平成25年10月18日
-------	-----	-------	-------------

(指摘事項)

工事契約解除違約金等に係る過年度未収金について、その額が減少していないので、回収に一層努めること。

(措置状況)

工事請負契約解除に伴う違約金に係る過年度未収金181,750円については、電話、文書、訪問による督促等を実施しているものの未だ全額の回収に至っておりません。今後も、引き続き、電話、文書、訪問等による督促などを実施し回収に努めてまいります。

また、工事前払金返還利息の過年度未収金121,562円については、平成25年10月末までに35,000円回収しており、今後も、双方合意に基づいた返済計画に従い、回収に努めてまいります。

監査課所名	河川砂防課	監査年月日	平成25年10月18日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

工事前払金返還利息に係る過年度未収金について、その額が減少していないので、回収に一層努めること。

(措置状況)

工事前払金返還利息に係る過年度未収金22,805円については、文書による督促を行ってまいりましたが、債務者が事業を休止し事業を再開する見込みがなく、債権金額が少額で取立て費用に満たないことから、年度内にも徴収停止手続を行うこととしております。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成25年10月18日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

港湾施設用地使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が17,623,500円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成24年度に新たに発生した未収金について、債務者が平成24年10月に破産し、平成25年1月に裁判所が異時廃止を行ったことから、欠損処理等の手続を進めてまいります。

行政代執行費用の過年度未収金については、債務者の所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っており、今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

港湾使用料の過年度未収金については、分割納付により平成25年10月末までに23,000円が納付され、未収金額は1,315,000円となっております。また、債務者の所有する不動産に対し、差押処分を行っております。今後も訪問等による督促を行い、債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成25年10月18日
-------	-------	-------	-------------

(指摘事項)

県営住宅使用料等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、県営住宅使用料等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が38,086,377円と多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成24年度新たに発生した県営住宅使用料等の未収金1,482,720円については、督促や分割弁済の確約を取り交わす等により、平成25年10月末現在で483,500円を回収しております。

また、過年度未収金38,086,377円についても、平成25年10月末現在で、2,192,100円を回収しております。

今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じた措置を講ずるなど、未収金の計画的な回収に努めてまいります。

新たな未収金発生防止策としては、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置(生活保護や多重債務整理等制度の紹介)を講ずることにより、滞納の発生防止を図っており、引き続き実施してまいります。

監査課所名	財産活用課	監査年月日	平成25年10月11日
(指摘事項) 土地貸付収入に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、土地貸付収入等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,772,774円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した土地貸付料の未収金及び延滞金368,180円については、平成23年度以前からの滞納者で、過年度分の納入を優先させていることから、回収に至っておりません。 平成23年度以前に発生した土地貸付料の未収金及び延滞金1,745,412円については、平成25年11月13日までに107,000円を回収しました。 これらについては、様々な課題を抱えている方々ですが、定期的な電話連絡による状況確認を行いながら、毎月の臨戸による分割徴収に努めております。今後とも全額納入されるよう債権回収について努力してまいります。 また、県庁舎入居団体費用収入の過年度未収金27,362円については、平成25年9月26日に秋田地方裁判所において破産に伴う分配金が決定され、債権の回収ができないことが確定しました。このため、平成25年中に不納欠損処分の手続を行うこととしております。			
監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	平成25年8月29日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県税等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,896,655,155円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 未収金につきましては、その縮減に向け努力しているところであり、平成25年10月末現在の過年度（平成23年度以前）及び平成24年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、5.1%、117,622,609円減の2,161,576,110円となっております。 今後とも未収金発生防止のため、納期内納税の勧奨や、コンビニ納税及び口座振替納税制度を積極的に広報することにより自主納税を促進してまいります。 特に個人県民税につきましては、県税に係る未収金合計額の約75%を占めていることから、市町村と協力し給与支払者の特別徴収の推進に取り組んでいるところであります。 また、徴収困難事案等につきましては、秋田県地方税滞納整理機構との連携を強化し、迅速かつ適切な滞納整理が行われるよう市町村を指導するとともに、共同催告や合同滞納整理など、市町村と協力した滞納整理にも努めてまいります。 個人県民税以外の県税等につきましては、滞納発生後の早期着手を徹底するとともに、債権差押、タイヤロックなど滞納の状況に応じた厳格かつ適正な滞納整理を行うことにより、未収金の縮減に努めてまいります。			
監査課所名	鹿角地域振興局（建設部）	監査年月日	平成25年9月3日
(指摘事項) 下水道事業使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した下水道使用料未収金は、2件6,530円となっておりますが、これまで未納者に対し訪問等による督促を行った結果、未収金の一部5,585円の入金があり、平成25年10月末現在の未収金は、1件945円となっております。 今後も引き続き、未納者に対して文書及び訪問による督促及び下水道事業の説明等を行い、未収金の回収と今後の発生防止に努めてまいります。 (指摘事項) 督促状を財務規則に規定する期間内に送付していないものがあるので、今後は適切に処理すること。 (措置状況) 平成25年7月以降の未収金については、財務規則に規定する期限内に督促状を送付しております。			

今後も財務規則を遵守し、適正に処理してまいります。			
監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成25年 9 月 4 日
（指摘事項） 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているのもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が12,485,115円と多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 平成24年度に新たに発生した未収金2,736,768円については、平成25年10月末までに一部納付を含め、947,413円を回収しております。また、過年度未収金12,485,115円については、平成25年10月末までに845,573円を回収しております。 未収金については、今後とも電話や面談等により未納者の生活状況や納付状況を把握し、経済的自立支援と一体化したきめ細かな納入指導を行い、早期回収に努めてまいります。 なお、これらの未収金については重点対応債権に位置づけ、適正に債権管理しながらその回収及び今後の発生防止の取組を強化することとしております。			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成25年 9 月 4 日
（指摘事項） 県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているのもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,054,905円と多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金96,200円については、平成25年10月末までに55,500円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。 また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。 県営住宅使用料に係る過年度未収金1,032,100円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成25年10月末までに50,000円を回収しております。 今後も、弁済計画に遅れが生じないように督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。 工事前払金返還利息に係る過年度未収金22,805円については、これまで文書により督促を実施してまいりましたが、法人である債務者がその事業を休止し、その事業を再開する見込みがなく、また、債権金額が少額で取立て費用に満たないことから、年度内にも徴収停止手続を行うこととしております。			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成25年 9 月 6 日
（指摘事項） 生活保護費返還金等に係る未収金が、新たに発生しているのもので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が15,591,474円と多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 平成24年度に新たに発生した未収金3,761,984円については、平成25年10月末までに一部納付を含め263,405円を回収しております。 平成23年度から繰越調定した未収金15,591,474円についても、同じく平成25年10月末までに一部納付を含めた350,833円の回収をしております。 未収金については、新たに発生しないように年度内での回収に努めてまいります。また、現在発生している未収金については、今後も書面や電話、自宅訪問等を行いながら早期回収に努力するとともに、一括納付が不可能な債務者からは履行期限分割延期申請書の提出等による計画的な回収に努めてまいります。			
監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成25年 9 月 6 日

(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、県営住宅使用料等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,914,150円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金107,100円については、支払計画書を作成させ平成25年10月末までに11,900円を回収しております。今後も引き続き支払計画書による支払を励行させ債権の回収に努めてまいります。 また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。 県営住宅使用料に係る過年度未収金1,732,400円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成25年10月末までに251,100円を回収しております。 今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。 工事請負契約解除に伴う違約金に係る過年度未収金181,750円については、電話、文書、訪問による督促等を実施しているものの未だ全額の回収に至っておりません。平成25年10月末の訪問時に本人と面会し再度督促をしてきたところであり、引き続き、電話、文書、訪問等による督促などを実施し回収に努めてまいります。			
監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成25年 8 月 29 日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、母子寡婦福祉資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が43,956,228円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した未収金6,825,088円については、平成25年10月31日までに一部納付を含め341,605円回収しております。今後は、定期的な償還指導を徹底し、未収金の発生防止とその回収に努めます。 過年度未収金43,956,228円については、平成25年10月31日までに一部納付を含め1,830,080円回収しております。今後とも未収金の早期回収に一層努めます。			
監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成25年 8 月 29 日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が35,064,677円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 今回新たに発生した県営住宅使用料の未収金974,800円については、平成25年10月31日までに204,700円を回収しております。今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。 また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。 県営住宅使用料に係る過年度未収金については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要綱に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成25年10月31日までに1,829,000円を回収しております。 今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。			
監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成25年 8 月 27 日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努め			

ること。また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が68,793,855円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成24年度に発生した未収金7,807,761円につきましては、平成25年10月末までに、一部納付を含め737,251円を回収しております。今後とも、貸付決定時に十分な指導及び審査を行うとともに、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

また、過年度未収金68,793,855円につきましては、平成25年10月末までに、一部納付を含め1,469,887円を回収しております。今後とも、未納者との面談や電話による働きかけを行い、生活状況を把握しながら未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成25年 8 月 27 日
-------	--------------	-------	----------------

（指摘事項）

県営住宅使用料等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

（措置状況）

今回新たに発生した県営住宅使用料等の未収金279,200円については、平成25年10月末までに159,400円を回収し、残り119,800円については誓約書及び納入計画書作成による分割弁済により回収に努めております。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成25年 6 月 5 日
-------	--------	-------	---------------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が14,426,610円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成24年度に新たに発生した未収金809,620円については、平成25年10月末までに、102,600円を回収しております。また、過年度未収金14,426,610円については、平成25年10月末までに、471,200円を回収しております。

今後とも、新規の入所措置ケースについては制度趣旨の理解徹底を図るほか、納入義務者に対し、文書による督促、直接訪問し催告を行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権整理を進めてまいります。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成25年 8 月 2 日
-------	---------	-------	---------------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が33,701,996円と多額であり、その回収に一層努めること。

（措置状況）

平成24年度に新たに発生した未収金2,248,600円については、平成25年10月末までに、33,720円を回収しております。また、過年度未収金33,701,996円については、平成25年10月末までに、298,420円を回収しております。

今後とも、新規の入所措置ケースについては制度趣旨の理解徹底を図るほか、納入義務者に対し、文書による督促、直接訪問し催告を行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権整理を進めてまいります。

監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成25年 5 月 29 日
-------	--------	-------	----------------

（指摘事項）

児童保護費等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、

児童保護費等に係る過年度未収金は、一部が回収されているものの、残額が8,068,554円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 平成24年度に新たに発生した未収金643,290円については、平成25年10月末までに、13,200円を回収しております。また、過年度未収金8,068,554円については、平成25年10月末までに、253,000円を回収しております。 今後とも、新規の入所措置ケースについては制度趣旨の理解徹底を図るほか、納入義務者に対し、文書による督促、直接訪問し催告を行うなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めるとともに、債権整理を進めてまいります。			
監査課所名	衛生看護学院	監査年月日	平成25年8月2日
(指摘事項) 事務処理を失念したことにより、平成23年度に現金で返還された負担金を現金のまま保有し、24年度に県の歳入としているので、業務チェック体制の強化等の対策を講じ、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 負担金の返還に係る収入事務については、原則納入通知書による処理を学院職員に改めて徹底したほか、相手方の事情によりやむを得ず現金処理となる場合は、切手等の金券処理に準じて管理簿による管理、収納を行うこととし、事務担当者、教務担当者及び管理監督者の連携、確認を強化の上、秋田県財務規則に基づく適切な処理を行います。			
監査課所名	産業技術センター	監査年月日	平成25年7月5日
(指摘事項) センター使用料及び入居団体費用収入に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 (措置状況) 新たに発生した未収金896,557円については、督促を行った結果、平成25年9月4日に全額回収しております。 今後は、未収金の発生防止に努めてまいります。			
監査課所名	秋田港湾事務所	監査年月日	平成25年7月4日
(指摘事項) 港湾施設用地使用料に係る未収金が、新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、港湾施設用地使用料に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,338,000円と多額であり、その回収に一層努めること。 (措置状況) 新たに発生した港湾施設用地使用料の未収金440,342円については、債務者に関わる破産手続が配分する資産が無く異時廃止終了されたため、現在、関係機関と協議をしながら不納欠損処分を行う準備を進めております。 また、過年度未収金1,338,000円については、平成25年10月末までに23,000円を回収しております。今後も訪問等による督促を重ね、債権の回収に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成26年1月24日

秋田県監査委員 工 藤 嘉 範
秋田県監査委員 中 田 潤
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
秋公委会第1号

平成25年11月28日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年10月30日付け監委－474で通知のあったみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成25年10月10日
（指摘事項） 放置違反金等に係る未収金が、新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。また、放置違反金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が1,027,740円と多額であり、その回収に一層努めること。 （措置状況） 平成24年度に発生した未収金は、29件311,400円でありましたが、平成25年10月末までに一部納付を含め、18件195,200円を回収しており、未収金は11件116,200円となっております。 また、過年度未収金は、1,027,740円でありましたが、平成25年10月末までに一部納付を含め、35件521,300円を回収しており、未収金は41件506,440円となっております。 今後とも引き続き、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底により、未収金の発生防止に努めるとともに、文書、電話による催促の継続及び訪問徴収を強化し、生活実態を早期に把握することにより、きめ細かな納付指導を行い未収金の早期徴収に努めてまいります。			